

ロシア連邦 連邦法

外国国家、国家連合および（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が発動した制限的性格の措置に関連した自然人および法人の権利擁護を目的とするロシア連邦商事訴訟法典の改正について

国家院（下院）採択 2020年 5 月27日

連邦院（上院）承認 2020年 6 月 2 日

ロシア連邦商事訴訟法典（ロシア連邦法令集、2002、No.30、掲載番号3012；2011、No.29、掲載番号4291；2016、No.1、掲載番号13、29；2018、No.49、掲載番号7523）に以下の変更を加える：

1）第27条第6項に以下を内容とする第7号の1を追加する：

「7）の1 本法典第248条の1に掲げる紛争に係わるもの；」；

2）第244条第1項第3号に「、本法典第248条の1第5項に掲げる場合をのぞく」という文言を追加する；

3）第247条第2項の「第248条」という文言を「第248条および第248条の1」という文言に差し替える；

4）以下を内容とする第248条の1および第248条の2を追加する：

「第248条の1 制限的性格の措置を発動された者が係わる紛争に関するロシア連邦の商事裁判所の排他的権限

1. ロシア連邦の国際条約または当事者間の、これらの者が係わる紛争の審理がロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関の権限に属するとする協定に別段の定めがないかぎり、以下の事件はロシア連邦の商事裁判所の排他的権限に属する：

1）外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によって制限的性格の措置が適用されている者が係わる紛争に係わるもの；

2）ロシアまたは外国のある者とロシアまたは外国の別の者との間の紛争に係わるもの。ただし、そのような紛争の事由が、ロシア連邦市民およびロシア法人に対して外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が発動した制限的性格の措置である場合：

2. 本章において、外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によって制限的性格の措置が適用されている者とは、以下の者のことをいう：

1）ロシア連邦市民およびロシア法人であって、外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によって制限的性格の措置が適用されている者；

2）外国法人であって、外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関によって制限的性格の措置が適用されており、かつその

ような措置の適用の事由が、ロシア連邦市民およびロシア法人に対して外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が発動した制限的性格の措置であるところの者。

3. 本条第2項に掲げる者は以下を行う権利を有する：

1) 自らの所在地または居住地があるロシア連邦構成主体の商事裁判所に紛争の解決を求める訴えを行う。ただし、ロシア連邦領外にある外国の裁判所または国際商事仲裁機関において、同じ者たちの間の、同じ事項を対象とした、同じ事由にもとづく紛争が審理中ではないことを条件とする；

2) 本法典第248条の2が定める手順により、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における審理の開始または継続の差し止めを求める申立てを行う。

4. 本条の定めは、当事者間の、それらの者が係わる紛争の審査がロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関の権限に属するとしている協定が、外国国家、国家連合（もしくは）同盟ならびに（または）外国国家もしくは国家連合および（もしくは）同盟の国家（国家間）機関が、紛争に係わる者のいずれかに対して、その者の司法へのアクセスを妨げる制限的性格の措置を適用しているために履行不能である場合においても、これを適用する。

5. 本条の定めは、本条第2項に掲げる者の訴えにもとづいて下された外国の裁判所の判決または外国の仲裁裁定が承認されること、および執行されることを妨げるものではない。または、当該の者が、紛争に関してロシア連邦領外にある外国の裁判所または国際商事仲裁機関が行うこの者の参加を得ての審査に異議を申し立てなかった場合、たとえば、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における審理の開始または継続の差し止めを求める申立てを行わなかった場合も、これと同様とする。

第248条の2. 制限的性格の措置を発動された者が係わる紛争に関する審理の開始または継続の差し止め

1. ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関において本法典第248条の1に掲げる紛争に関する審理が開始された、またはそのような審理が開始されることについての証拠が存在する場合、その審理の対象である者は、本条が定める手順により、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関におけるそのような審理の開始または継続の差し止めを求める申立てを、自らの所在地または居住地があるロシア連邦構成主体の商事裁判所に対して行うことができる。

2. 本条第1項が定める申立書には、次に掲げる事項が記載されているものとする：

1) 申立書の提出先である商事裁判所の名称；

2) 申立人の名称、住所または居住地、ならびに差し止めを求める相手の者の名称、住所または居住地；

3) 外国の裁判所および国際商事仲裁機関において提起される可能性のある、またはすでに提起された請求に関する情報；

4) 当該の紛争の審査に関するロシア連邦の商事裁判所の排他的権限を立証する情状、たとえば紛争に係わる者たちの間の、そうした紛争の審理がロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関の権限に属するとしている協定の、紛争に係わる者による履行が不可能である旨を立証する情状（そうしたものが存在する場合）；

5) ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における審理の開始または継続の差し止めに関する申立人の請求；

6) 添付文書一覧。

3. 本条第1項が定める申立書には、申立人、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における審理を開始する可能性があるか、もしくは開始した者、ならびにこれらの者の代理人の電話番号、

ファクシミリ番号および電子メールアドレスも記載することができる。

4. 本条第1項が定める申立書には以下が添付されるものとする：

1) ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関において審理を開始する意図、または外国の裁判所および国際商事仲裁機関において審理が開始された事実を立証する書類、たとえばクレーム、請求、訴状などの、写し：

2) 紛争の審査に関するロシア連邦の商事裁判所の排他的権限を立証する書類の写し；

3) 本法典第126条に掲げるその他の書類。

5. 本条第1項が定める申立書の審査は、本法典が定める第一審商事裁判所による事件審査規則にもとづき、本条が定める特異事項を踏まえて、裁判官が単独でこれを行う。

6. 商事裁判所は、本法典が定める手順により、法廷審理の日時および場所を事件に係わる者たちに通知する。法廷審理の日時および場所をしかるべく通知された者の欠席は、本条第1項に定める申立書の審査にとっての妨げにはならない。

7. 商事裁判所は、本条第1項が定める申立書の審査結果にもとづき、本法典第20章が判決言い渡しに関して定めている規則にのっとって決定を下す。

8. ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関において、当事者が審理を開始または継続することを差し止める旨の、またはそうした差し止めを却下する旨の決定書には、以下が含まれるものとする：

1) 申立人および差し止めを命じる相手の者の名称；

2) ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関において提起される可能性のある請求に関する情報、または差し止めの対象となる、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における具体的な審理に関する情報；

3) ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関において当事者が審理を開始または継続することを差し止めるよう求める申立てを認める旨の、または当該の申立てを却下する旨の記載。

9. ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における本法典第248条の1に掲げる紛争に関する審理の開始または継続を差し止めることに関する商事裁判所の決定に対しては、当該の決定が下された日から1カ月以内に、上級審である管区商事裁判所に対して異議を申し立てることができる。

10. 商事裁判所は、公平性、妥当性、ならびに非合法のもしくは不誠実な行為から利益を得ることの非容認性の原則にしたがい、申立人の請求にもとづいて、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関における審理の開始または継続の差し止めが命じられた者が裁判所の決定を履行しない場合に備えて、この者からしかるべき金額を取り立てて申立人に帰せしめることを命じる決定を下すことができる。商事裁判所によって取り立てられる金額は、ロシア連邦領外にある外国の裁判所および国際商事仲裁機関において提起された請求の額および紛争の当事者が負担した裁判費用を上回らないものとする。」；

5) 第252条第1項における「第248条」という文言を「第248条および第248条の1」という文言に差し替える。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2020年6月8日 第171-FZ号